

地域の魅力発信インフルエンサー広告等業務委託 要求水準書

1 業務名称

地域の魅力発信インフルエンサー広告等業務(以下、「本業務」という。)

2 目的・概要

本市では、20代から30代の姫路市への移住・定住促進を図るため、特に当該世代の市民の「姫路市外の方に姫路市での居住を勧めたい」という気持ち（以下「居住推奨意欲」という。）の向上を目指している。令和6年度に実施したアンケート結果より、姫路市の魅力に関する情報発信を目にする頻度が増えた人ほど、居住推奨意欲が強いことが明らかになった。

また、本市では、令和6年度に市民参加型ワークショップ（以下「ひめじ大会議」という。）を開催し、市民から発露された意見をもとに、ブランドメッセージ「住むほどに“好き”が深まる “姫”のまち」（以下「ブランドメッセージ」という。）を作成したところである。ひめじ大会議では、参加者から「歴史と文化に恵まれている」、「交通や買い物の利便性が良い」、「食文化が豊か」など、本市は何でも揃っていて多彩な魅力があるとの意見が多く聞かれた。ブランドメッセージを見た人に、本市が「多様なニーズに対応でき、にぎわいと魅力にあふれ、生き生きと暮らせるまち」であることを感じとってもらうため、ブランドメッセージを本市の魅力を発信する際の合言葉と位置付け、これを活用した取組を行っている。

本業務は、ひめじ大会議で発露された市民意見をもとに、オンライン上での発信により人々の意識や行動に影響を与え、かつ本市に関する発信を継続的にを行っているフォロワー数3千人以上の個人（以下「インフルエンサー」という。）が市内各所を取材し、本市の多彩な魅力について各自のSNSにおいて動画で発信することで、各インフルエンサーのフォロワー等に対して、本市の魅力に関する情報発信を目にする頻度を増加させ、市民の居住推奨意欲の向上を図る。また、インフルエンサーを含む姫路市在住者又は姫路市内で活動している人（以下「担い手」という。）を対象とした交流イベントを開催することで、担い手同士の共創や新たな担い手を生み出し、情報発信を増加させるものである。なお、各発信においてブランドメッセージを活用することで、ブランドメッセージの認知度を向上させるとともに、統一的な都市イメージを浸透させる。

3 業務内容

(1) 業務の進捗管理及び本市との連絡調整

本市と十分な連携を図るとともに緊急時の連絡体制を確保するため、連絡窓口となる業務担当者を契約締結後3日以内に選定し、連絡調整業務を実施すること。

ア 定例会議の実施

月2回程度（1回当たり60分程度）の定例会議を実施し、業務の進捗管理、(1)イに示す効果測定指標の報告及び次月に向けての戦略等について協議すること。なお、各回の資料は受託者において準備するものとする。

イ 効果測定指標の把握及び報告

効果測定指標は次の3種とし、インフルエンサーによる投稿開始後、週1回以上メールにて本市に報告すること。なお、その他有効な指標があれば提案すること。

- (ア) リーチ数
- (イ) インプレッション数
- (ウ) エンゲージメント率（算出式はエンゲージメント数÷インプレッション数×100とする。）

ウ 業務完了報告書の提出

インフルエンサーを活用した広告を令和8年3月20日（金）まで運営した結果等を記載した報告書を、令和8年3月31日（火）までに提出すること。報告書には、次の内容を含むものとする。

- (ア) 各発信の概要及び効果測定指標の結果
- (イ) (ア)を踏まえた各発信における改善提案

(2) ひめじ大会議において発露された市民意見の選択及び投稿企画の提案

本市の多様な魅力を具体化し、本市が「多様なニーズに対応でき、にぎわいと魅力にあふれ、生き生きと暮らせるまち」であることを伝えるための素材として、ひめじ大会議において発露された市民意見を選択し、その意見について検証を行う投稿を企画し、本市に対して提案を行う。なお、本業務のメインターゲットは20代から30代とし、これを念頭において提案を行うこと。

ア ひめじ大会議において発露された市民意見

次の報告書を参照すること。また、各意見の写真データ及び文字起こししたワード又はエクセルのデータについては、本市より貸与する。

(ア) ひめじ大会議 STEP(1)開催報告書

[https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000027/27239/STEP\(1\)houkokusyo.pdf](https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000027/27239/STEP(1)houkokusyo.pdf)

(イ) ひめじ大会議 STEP(2)開催報告書

[https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000027/27239/STEP\(2\)houkokusyo.pdf](https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000027/27239/STEP(2)houkokusyo.pdf)

イ 投稿企画に関する提案書の提出

次の内容を含む投稿企画に関する提案書を、令和8年1月23日（金）までに本市に提出する。なお、本市に関する発信を継続的に行っているインフルエンサーを4人以上配役し、令和8年2月の4週目から3月の3週目までの間に、計8回以上発信を行うよう計画すること。各投稿は、本市が現在実施している具体の事業について焦点を当てて構成するものとする。

- (ア) 第3項(2)ア(ア)及び(イ)に掲載されている各市民意見のうち、インフルエンサーによる取材を行いたい意見（提案による。）
- (イ) (ア)の分類（観光、文化、生活、子育て、産業及び地域活動の6分野より選択すること。）
- (ウ) (イ)で選択した分類のうち、本市が実施している具体の事業
- (エ) (ア)の取材に適切なインフルエンサー及び配役理由
- (オ) 発信媒体（例、Instagram、TikTok、YouTube）
- (カ) 取材する場所、取材予定日程、取材に必要な素材及び選定理由

ウ 本市との協議

イをもとに、令和8年1月30日（金）までに定例会議を実施し、本市と協議を行う。

(3) インフルエンサーによる取材台本の作成

第3項(2)をもとに、各インフルエンサーが市内各所を取材するための台本を作成し、本市に提案する。本市が台本を確認し、取材の可否を決定するものとする。

ア 台本内容

台本には、次の内容を含むものとする。

- (ア) 取材場所及び取材対象
- (イ) 取材日程及び発信予定日程
- (ウ) 全体尺
- (エ) 全体構成
- (オ) ビジュアル及びキャプションイメージ
- (カ) インフルエンサー等配役のナレーション

イ 提出時期

1回目の台本は、令和8年2月19日（木）までに本市に提出する。2回目以降の台本は、提案のとおり取材及び発信を実施できるよう、発信予定日程の3日前までに本市に提案すること。

ウ 取材対象の条件

- (ア) 第3項(2)イ(ア)において提案した市民意見を踏まえたものであること
- (イ) (ア)を行うために、SNS やその他広報媒体において店舗や顔等の掲載が可能なこと

エ 取材対象にできない者の条件

- (ア) 法令及び公序良俗に反する場合、または反する恐れのある活動を行っている者
- (イ) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与える恐れのある活動を行っている者
- (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者
- (エ) 暴力団またはその利益となる活動を行っているものの利益になる活動を行っている者

(4) インフルエンサー等による取材及び各媒体における発信

第3項(3)において本市が承認した台本のとおり、取材に関する依頼、日程調整、取材、撮影、編集及び各媒体での発信までのすべての事務を行う。発信内容については、発信予定日の3開庁日までに本市に提案し、本市が確認のうえ、修正を求めた場合は対応すること。

ア 発信内容の条件

- (ア) 第3項(2)イ(ア)において提案した市民意見に関する検証結果を含むこと
- (イ) ブランドメッセージを連想させるものであること
- (ウ) 閲覧者の居住推奨意欲の向上が期待できること

イ 発信内容

取材した内容を編集し、フィード投稿の内容案を、投稿予定日の3営業日前までにメールにて本市に提出すること。提出後本市が内容を確認し、受託者においてフィードに投稿するものとする。投稿の曜日及び時間については、提案のとおりとするが、本市と協議のうえ決定する。

ウ 発信の成果物として本市に提出するもの

次のものを令和8年3月31日（火）までに本市に提出すること。

(ア) 取材の様子を撮影した写真（各発信につき2枚以上）

(イ) すべての発信に用いた動画を保存したDVD

エ 取材及び発信時期

令和8年2月の4週目から3月の3週目までの間に、計8回以上発信を実施できるよう、適時取材を行うこと。

(5) 各媒体における発信後の対応

第3項(4)にて発信後、各発信の閲覧者からコメントやメッセージ等の反応があった場合、各インフルエンサーにおいて、返信やリポスト等の対応を行う。対応の方法については原則各インフルエンサーに一任するが、判断に迷う場合は本市に相談すること。

(6) 発信の閲覧者等による反応の促進

発信の閲覧者等の興味・関心を向上させ、居住推奨意欲を高めるため、各インフルエンサーによる発信に対する反応を増加させるための仕掛けを施すこと。具体の手法については提案のとおりとするが、本市と協議のうえ実施する。

ア 例示

(ア) 各インフルエンサーの発信に対するコメントをストーリーズ投稿にて紹介

(イ) 各インフルエンサーのストーリーズ投稿にてアンケート調査を実施し、紹介

イ 関連事業

専用インスタグラムアカウント (https://www.instagram.com/himeji_brand_message/) にて、本市に愛着を持ち、充実した暮らしを営んでいる市民等の活動や生き様を紹介する事業を実施しており、連携する仕掛けについても提案可能とする。

(7) まちづくりの担い手共創マッチングイベントの開催

魅力発信のみならず、まちづくりの担い手同士の共創や新たな担い手を生み出し、さらなる魅力向上につなげるため、多種多様な人が交流する場を提供するイベントを開催する。参加者の募集、プレゼンテーションを希望する団体等の募集、広告宣伝、参加希望者及びプレゼンテーションを希望する団体から問い合わせがあった際の対応、スタッフの確保、会場の設営、受付事務、イベントの司会進行、参加希望者が会場の収容人数を超過した場合の人員整理、イベント開催後の片付け及び施設利用料の支払いまで、開催に当たり必要な備品や諸手続き等についてはすべて受託者において実施し、全体運営を行うこと。なお、イベントの集客を図るため、受託者の責任において出店者を募集し、食事や飲料を別途有料で提供する提案も可能とする。

ア 経緯

令和6年度に計6回開催した市民参加型ワークショップ「ひめじ大会議」等には、本市に愛着を持つ市民延べ409名が参加した。この「ひめじ大会議」では、「これまで会えなかった分野の人たちに会えた」「新たな出会いがあって楽しかった」「ひめじ大会議での出会いから新たな活動につながった」という意見が多くあり、令和7年度以降も開催を求める声があがった。

そこで令和7年度は、本市の魅力の言語化を目的として開催した「ひめじ大会議」において、参加者からニーズの高かった多様な主体の新たな出会いの創出に加え、第3項(4)にて発信を行

ったインフルエンサーによる発信のノウハウに関するワークショップを開催し、新たな発信者の創出につなげる。

イ 日程

令和8年3月14日（土）午前10時から午後3時まで

※ただし、二部制とし、午前10時頃から第一部、午後1時頃から第二部を実施する。

ウ 会場

アクリエひめじ 展示場 A（姫路市神屋町143-2）

※会場は、令和8年3月13日（金）午後1時から午後5時及び3月14日（土）午前9時から午後5時まで本市にて予約済みであり、施設利用料は計 320,900 円（消費税及び地方消費税を含む）である。ただし、開催に当たり必要な付属設備、備品等については、アクリエひめじと協議のうえ受託者において手配すること。なお、施設利用料は提案上限額に含むものとし、気象事情等により開催を中止する場合は、会場のキャンセル料により業務委託料を変更する。

エ 参加目標人数

延べ300人程度（誰でも参加可能、開催時間内出入り自由）

オ 内容

提案による。チラシ等の告知物デザイン案は、令和8年1月26日（月）までに初稿を本市に提出すること。また、次のコンテンツを含む開催企画に関する進行表を令和8年2月13日（金）までに本市に提出し、定例会議にて本市と協議を行う。

（ア）第一部において、第3項(4)にて発信を行ったインフルエンサーによる発信のノウハウに関するワークショップを実施する。

（イ）第二部において、各団体等による活動に関するプレゼンテーションを実施する。（1団体2分間を想定、姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターに登録されている団体を含む。）

（ウ）第二部においてプレゼンテーションを実施した各団体等と、各団体の活動を応援したい、参加したい、連携したい人・団体等が、プレゼンテーション後に直接交流できる場所及び時間を確保するとともに、具体的なマッチングにつなげるための仕掛けや進行の工夫を行う。

（エ）第3項(6)イの関連事業において紹介している被取材者が、参加者とコミュニケーションをとれる場所及び時間を確保する。（第3項(6)イの関連事業において紹介している被取材者への参加案内等は、本市が行う。）

（オ）姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターに登録されている団体が、参加者とコミュニケーションをとれる場所及び時間を確保する。（姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターに登録されている団体への参加案内等は、本市が行う。）

カ アンケート調査の実施

イベント当日に、イベントの参加者に対して5問以上15問以下のデジタル媒体でのアンケート調査を実施し、集計及び分析を行う。設問内容については、イベントに対する満足度やマッチング状況等を含むものとし、詳細については本市と協議のうえ決定する。

キ インスタグラム広告の実施

参加者の募集に関する広告をInstagramに掲載する。

（ア）掲出先

姫路市内在住の男女（年齢制限なし）

(イ) 広告の種類及び費用

広告費用 330,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以上とし、フィード広告及びストーリー広告を行うこと。なお、広告費用は提案上限額に含む。

(ウ) 広告掲載期間

令和 8 年 2 月 1 4 日（土）から 3 月 1 3 日（金）までは必須とする。

ク デジタルサイネージ用静止画の作成

参加者の募集に関する縦型（9：16）の静止画を作成し、令和 8 年 2 月 6 日（金）までに本市に納品すること。

ケ チラシの作成

参加者の募集に関するチラシ（A 4、コート紙 90kg、フルカラー、片面）を 4,000 枚印刷し、令和 8 年 2 月 1 2 日（木）までに本市に納品する。また、電子データ（PDF 形式、JPEG 形式及び PNG 形式）についても同日までに本市に提出すること。

コ 開催報告書の提出

第 3 項(7)カで実施したアンケート調査の集計・分析結果等を含む開催報告書を、令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までに本市に提出すること。

(8) 発信後の分析及び報告

第 3 項(1)ウに記載のとおり、各発信後に分析を行い、業務完了報告書を提出する。

4 成果物

受託者は、本業務の完了に際し、次に掲げる成果物を本市に提出すること。成果物は、全て本市に帰属するものとし、受託者は本市の許可なく成果物等を第三者に貸与し、使用し、又は公表することはできない。また、本業務の成果物に関する一切の権利を放棄すること。

(1) 投稿企画に関する提案書

- ア 形式 Microsoft Office Word 及び PDF 形式
- イ 提出期限 令和 8 年 1 月 2 3 日（金）
- ウ 提出方法 電子メール

(2) デジタルサイネージ用静止画

- ア 形式 PNG 形式及び PDF 形式
- イ 提出期限 令和 8 年 2 月 6 日（金）
- ウ 提出方法 電子メール

(3) チラシ

- ア 形式 A 4 サイズ印刷物 4,000 枚
 及び電子データ（PDF 形式、JPEG 形式及び PNG 形式）
- イ 提出期限 令和 7 年 2 月 1 2 日（木）
- ウ 提出方法 現物納品及び電子メール

(4) まちづくりの担い手共創マッチングイベント開催企画に関する進行表

- ア 形式 Microsoft Office Word 及び PDF 形式

- イ 提出期限 令和 8 年 2 月 1 3 日（金）
- ウ 提出方法 電子メール
- (5) まちづくりの担い手共創マッチングイベントに関する開催報告書
 - ア 形式 Microsoft Office Word 及び PDF 形式
 - イ 提出期限 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
 - ウ 提出方法 電子メール
- (6) 取材撮影写真
 - ア 形式 JPEG 形式
 - イ 提出期限 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
 - ウ 提出方法 電子メール
- (7) すべての発信に用いた動画を保存した DVD
 - ア 形式 MP4、MPEG、MOV のいずれか
 - イ 提出期限 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
 - ウ 提出方法 DVD-R 2 枚（NTSC 形式、リージョンコード ALL、コピーガードなし）
- (8) 業務完了報告書
 - ア 形式 Microsoft Office Word 及び PDF 形式
 - イ 提出期限 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
 - ウ 提出方法 電子メール

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、各種関係法令を遵守の上で実施するとともに、本市と十分な協議を行うこと。
- (2) 受託者は、本市の地域特性を十分理解し、業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (4) 本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。ただし、本市において提供可能な資料は貸与する。
- (5) 受託者は、本業務を進めるに当たって知り得た事項について、本市が公表する以外の事項について一切の秘密を漏らしてはならない。
- (6) 要求水準書等に定める事項及び本業務の実施に際し疑義が生じた場合は、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (7) 要求水準書等に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議する。
- (8) 諸般の事情により、本市が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、別途協議により定めることとする。

6 業務委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで